

令和7年度 海外協定校からの留学生に対する授業料等免除希望者の皆さんへ

1 はじめに

この免除措置は、海外協定校からの私費外国人留学生の入学料及び授業料を免除することで、留学生自身の就学を支援するとともに、本学と海外協定校との交流実績を高め、もって本学の国際化の推進に資することを目的として、平成25年3月の入学料納入から開始するものです。

2 申請資格者

申請資格者は、本学と大学間協定を結んでいる海外協定校を卒業して、本学に私費留学生として、以下の研究科に所属する学生とします。ただし、長期履修生以外で休学期間を除く在学期間が標準修業年限を超えるものは除きます。

- (1) 弘前大学大学院人文社会科学研究科（修士課程）
- (2) 弘前大学大学院教育学研究科（専門職学位課程）
- (3) 弘前大学大学院医学研究科（博士課程）
- (4) 弘前大学大学院保健学研究科（博士前期及び後期課程）
- (5) 弘前大学大学院理工学研究科（博士前期及び後期課程）
- (6) 弘前大学大学院農学生命科学研究科（修士課程）
- (7) 弘前大学大学院地域共創科学研究科（修士課程）
- (8) 弘前大学大学院地域社会研究科（博士課程）
- (9) 岩手大学大学院連合農学研究科（博士後期課程）（弘前大学配属）

3 免除等の形式

- 1) 上記2の研究科のうち(1)～(8)に所属する学生については、入学料及び授業料免除の形で支援されます。（給付の形式にはできません。）
- 2) 上記2の(9)に所属する学生で岩手大学から入学料及び授業料免除の許可を受けた額については給付されません。給付されるのは、自己負担により岩手大学へ納入した金額の範囲内です。
- 3) いずれの形式も、入学料、授業料については**予算の範囲内でこれらの相当額の全額又は半額について許可することとなります。**

4 申請

- 1) 上記2の申請資格者のうち(1)～(8)に所属する学生は、国際連携本部及び学務部学生課それぞれが指定する申請書類を提出してください。
- 2) 上記2の申請資格者のうち(9)に所属する学生は**岩手大学の学則による入学料・授業料免除に申請していることを条件として**、申請を受け付けます。**申請を受け付けた後にこの条件を満たさないことが判明した場合にも受付は取消し**となりますのでご注意ください。

申請には以下の書類を提出してください。

- ①海外協定校からの留学生に対する授業料等の免除に係る申請書（別紙）
- ②（入学者のみ）海外協定校の卒業証明書
- ③授業料免除関係書類（角 2 封筒）の「授業料免除等申請のしおり」で必要書類を確認して申請してください。

3) 申請書類提出先

弘前大学国際連携本部サポートオフィス

4) 申請書類の提出期限

【在学生】 **令和 7 年 2 月 27 日（木）17：00【厳守】**

【新入生】 **各研究科の入学手続きの最終日まで**

5 その他

- 1) 授業料免除の申請は前期・後期それぞれについて行う必要があります。今回の申請で1年度分の授業料免除申請とはなりませんので注意してください。
- 2) 免除申請の前後に学費を支払ってしまうと、申請が無効となります。返金はできませんのでご注意ください。申請者は、結果通知日（入学料は5月上旬、授業料は7月上旬予定）まで学費を納付せずに待っててください。
- 3) 岩手大学大学院連合農学研究科（博士後期課程）（弘前大学配属）の学生は、上記の**4 申請**にある申請書類の他に、必ず、岩手大学の学費免除制度に申請をしてから、本免除制度に申請してください。

6 お問い合わせ

- ・ 申請書類①、②について：弘前大学国際連携本部
TEL:0172-39-3109
Email:jm3109@hirosaki-u.ac.jp
- ・ 申請書類③について：弘前大学学務部学生課生活支援グループ経済支援担当
TEL:0172-39-3117
Email:jm3117@hirosaki-u.ac.jp